

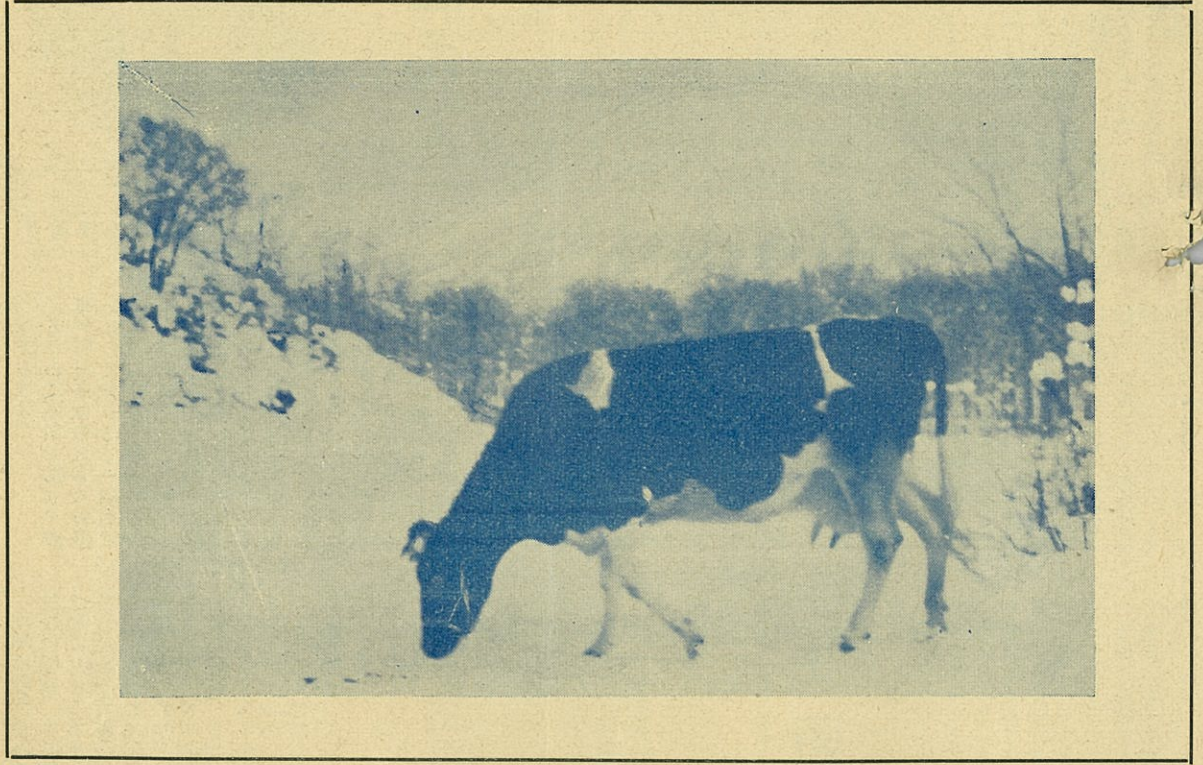


とぶかり報広



壽 迎 春 1961

昭和36年1月号
【第53号】



正 賀



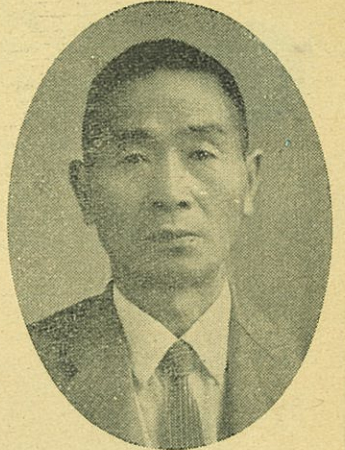
謹んで新春の
お慶びを申し上げます
昭和三十六年元旦

町長 高瀬金次郎
助役 宮下光次
収入役 外職員 一同

町議会議員 佐藤初
副議長 高橋
議員 原 佐藤 亀田 山本 青木 今井 高野 南谷 高橋 瀬戸 中野 日野 高橋 門

消防団長 佐藤初
教育委員会委員長 藤野
農業委員会委員長 上野
町立狩大病院院長 大田
選挙管理委員会委員長 吉田
公平委員会委員長 長房次郎

中入大石 榎千 佐堀 亀佐
野倉場 山原 葉木 田藤
源寅 定市 伊永 福貞 福太
郎治 雄郎 織吉 市勝 勝郎



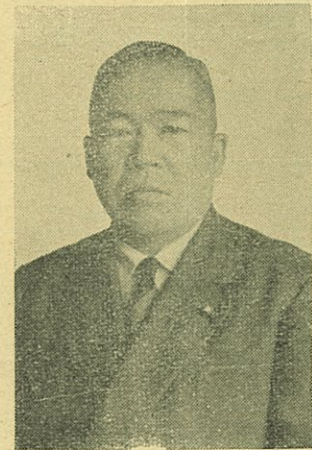
新年を迎えて

狩大町長 高瀬金次郎

町民のみなさん、明けましておめでとうございます。みなさまとともに、輝しい、平和な昭和三十六年の新春を迎えました。この上もない喜びに堪えないところであり、誠に願ひます。...

年頭言

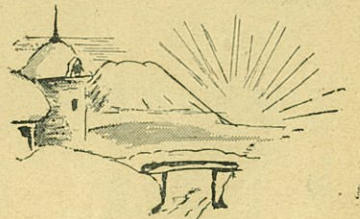
りであります。とりわけ懸案であり、市街地町民各位の久しく待望していたおりました簡易水道施設工事も、幸いに天候に恵まれましたこと、工事業者の昼夜をわかつた努力によりまして、順調に進捗いたしました。...



町議会議長、消防団長 佐藤 初一

年頭の挨拶

町民のみなさん、新年おめでとう。ご座います。私は日ごろ、みなさんから絶大な御支援をいただき、議長としての責任を重く感じています。...



懸案の福井校舎増築、近藤校舎体拡張、狩大病院温風暖房施設、温泉道路冬期除雪、簡易水道施設など、大きな事業も完成し、道路網の施設改良もまた、つぎつぎと完成に近づきつつあります。...

成人式

今年の成人者一二九名

待ちに待った、若い方々の成人式が近づきました。新春を寿ぎ、誰もが晴れよくとした気持ちで、うれしく迎えられる一二九名の方々は、本心に歓喜の心で一杯でしょう。

記念講演 海老名礼太先生 講師 成人祝賀会(狩大中学校)

成人式(狩大中学校) 順序 午前九時 一、開式のことば 二、国歌斉唱 三、式辞 四、成人者氏名報告 五、記念品贈呈 六、成人者宣言 七、来賓祝辞 八、成人者答辞 九、成人の歌斉唱 十、閉式のことば

- 勝良 慶子 本通八 山内みどり 元町 山内みどり 元町 山内みどり 元町 山内みどり 元町 山内みどり 元町...

- 浪岡恵美子 工藤 中村 政雄 矢野 神山 茂行 久保 山崎ヨシ子 久保 山崎ヨシ子 久保 山崎ヨシ子 久保 山崎ヨシ子...

- 桂ノ沢 岩上多美子 村中 巴枝 工藤 清治 更 戸沢 直道 大窪 芳子 尾ノ上 小田切美佐子 藤山 藤山...

成人の日を迎えて

無関心であったり、他人ごとと考えたり他人ごとと考えたりしていかげんな選挙が行なわれたのではとて、立派な政治は期待できません。みなさんは、これから実社会に一人前の人としての生活をふみだすことですが、選挙の重要さをよく知り、新しく取得された選挙権を正しく行使して国民としての義務を果たさず、心から希望してやみません。



国の政治が、国民の福祉をはかることにあ
るよう町民の生活も豊かにし、
住みよい町をつくることを目的とす。
しかし、町がいろいろの仕事を進めてゆく
ためには、たくさんのお金がかかります。
個人や会社の場合は労働力なり、資産なり
を出して、収益をあげ経営しますが、町の場
合は、そこに住む住民によつて組織され、そ
の事は住民全体の考えによつて運営されて
ゆくのですから、そのために必要な経費は、
そこに住む住民によつてまかなわれなければ
なりません。
その経費にあてられるものは税金というも
ので、みなさんの家の前の道路や橋、あるい
はお子さん方が安心して勉強できる学校も、

納税

進む計画

あとおす

納税

徴収実績調

税目	昭和34年度実績				昭和35年度実績			
	調定額	34.11.30現在	%	年度決算	%	調定額	34.11.30現在	%
町民税	6,941,500	3,475,247	59.12	6,890,417	99.26	7,754,313	4,700,048	60.61
固定資産税	30,146,950	28,518,890	94.54	29,773,118	98.76	30,326,540	22,889,252	75.48
軽自動車税	201,820	204,410	101.23	198,360	98.29	258,750	257,000	99.32
煙草消費税	1,857,210	1,246,240	100.00	1,857,210	100.00	1,283,410	1,283,410	100.00
電気ガス税	1,124,443	1,124,443	100.00	1,124,443	100.00	798,636	798,636	100.00
木材引取税	215,457	215,457	100.00	215,457	100.00	271,095	129,000	47.58
入湯税	474,720	337,545	100.00	474,720	100.00	310,465	276,125	88.94
国保税	4,492,840	3,071,400	68.06	4,361,940	97.09	5,366,330	3,698,540	68.92
その他旧法	114,340	8,350	7.30	20,601	18.02	76,819		
合計	45,454,940	37,783,357	83.11	44,895,665	98.77	46,369,539	34,332,011	74.01
滞り	5,127,540	630,706	12.30	1,603,251	31.26	3,658,607	138,331	3.78
計	50,582,480	38,414,063	75.94	46,498,316	91.92	50,028,146	34,470,342	68.90

狩太町史が できました

希望の方に頒布します

- 町民のみならずも御承知
のように、この数年久しく
編纂を進めてきました狩太
町史が、このほど完稿し発
刊されました。
この町史には、狩太町の
生きた六十一年の歴史が脈々
と流れており、是非町民の
方々に御一読を願いたい
と思っております。
いかにして狩太が誕生し
開拓時代から今日まで血と
汗と苦しみに堪えて来たか
先祖、先人達がどのように
歩み留つて来たか、或いは
喜び楽しんで生活し町が成長
して来たのであるかという
史実が、あますところなく
集録されて、読まれる
方々には、きつと深い感銘
を与えること、信じており
ます。
今この町史の発刊を記
念して、希望者に頒布する
ことになりましたので、購
入の希望者は次によつて申
込み下さるよう、お知らせ
いたします。
総頁 七五七頁
知事町長の序文
写真 一一一葉
- 第一編 1 有史以前
2 開拓前後
3 狩太村誕生
第二編 1 自然人口
2 行政
3 財政
4 保安
5 産業
6 教育
7 厚生福祉
8 交通、通信
9 保健、衛生
10 宗教
11 災害
12 文化
13 観光
14 名所旧跡
- 第三編 雑纂
- ▼頒布の要領▲
▽頒布部数 一〇〇部
▽価格一部 一、〇〇〇円
(実際製本価格は
一、五〇〇円です)
▽申込先
狩太町教育委員会
頒布は一〇〇部限りですの
で、購入希望者は早目に申
込んで下さるようお願い上
げます。

★国民年金について★

この年金資格
届を提出され
ましたか。
保険料の掛け
すも国民の
要望によつて
死亡一時金の
制度が出来ま
した。
保険料を三年
以上納めて、
六十五才に達
する前に死亡
した場合その
遺族につきの
額を支給しま
す。
三年以上五
年未満
五、〇〇〇円
五年〇十年
七、〇〇〇円
十年以上十五年未満
一四、〇〇〇円
十五年〇二十年
二一、〇〇〇円
二十年〇二十五年
二八、〇〇〇円
二十五年〇三十年
三六、〇〇〇円
三十年〇三十五年
四四、〇〇〇円
三十五年以上
五二、〇〇〇円

とが出来ません。
※近藤校下の方で資格届直
後夫が死亡されたので家
族の方は保険料を納めて
いなくとも子供が十八才
に達するまで母子年金を
受けられるので、その手
続をしました。
※来年四月一日に満五十才
以上五十五才に達する方
と、恩給や年金、共済組
合などに加入している方
の配偶者は任意加入とい
つて自分の考えで、この
年金には直接連絡致し
ますから是非この年金に
加入して下さい。
強制加入の方でまだ届けを
提出していない方はすぐ届
書に印をおして駐在員さん
に届けて下さい。

とがったものは危険です
から少年に売らないよう
にして下さい。
○店舗には「お子さんに危
い刃物は売れません」の
看板を掲げて下さい。
※風俗営業業者に対する要望
○飲食者が調理場に入り刃
物を取り出し傷害沙汰を
起す事犯も多く見受けら
れるので、この様な事

ないように対策を立て、
下さい。
○刃物や危険物を持つた者
を発見した場合は急いで
警察に届けて下さい。
※猟友会に対する要望
○子供が取り出せないよう
な場所に保管すること
○弾薬と銃を別にして保管
して下さい
狩太町防犯協会

今年共同募金も皆様の御
協力によつて目標額に達し
恵まれない人々たちに贈り
ものが出来ましてありがと
うございました。
今後の福祉事業についても
協力を願います。
役場 社会係

刃物等を持たない

運動に協力して下さい

最近青少年に刃物等を持つ
こと流行し、これに起因
する殺人、傷害等の凶悪な
非行が増加しており、まこ
とに憂慮すべき実情です。
で、当町に於いてもこれに
対処するため、過日町内各
種団体の参集を求めて、こ
の運動につきの様に強力に
推進する様決定しましたの
で町民一般の協力を特にお
願い致します。

※一般に對する要望
○刃物類は必要なきもの他
絶対にもたないこと
○イタズラや遊びに使わな
いこと
○どんなときでも刃先を人
に向けないこと
○持ちあるくときはケース
に納めてカバンに入れて
ポケットに入れないこと
○刃物類は使った後は人目
につかないところにキチ
ンとしまっておくこと
※取扱業者に対する要望
○小学生には安全カミソリ
で作った鉛筆けつりの他
一切の刃物を売らないよ
うにして下さい
○中学については使用目的
をよく確認してから販売し
て下さい。
○危険度の高い飛び出しナ
イフや必要以上に刃先の

出初式は 1月6日

町消防団の新春、恒例出初式は一月
六日に挙行せられます。
当日は左記時刻にサイレンを吹鳴い
たしますから、まちがいのないよう、
ご注意下さい。
サイレン吹鳴時刻
一月六日
午前 七時
午後 七時三十分

歳末たすけあい実施

社会福祉協議会では皆んな
で明るい正月を迎えられる
様にと今年も「歳末たすけ
あい」を狩太町と同婦人会
共同募金の後援を得て
つぎのように実施しました
皆様の協力を感謝致します
○民生委員の調査による世
帯四二戸に対し見舞品と
粉をいただきました。

- 佐藤 初一 松永重太郎
青山千代松 木島重太郎
加藤三男吉 高山 為治
松井 寅男 久保 太郎
中野 藤松 久保 開
松原 繁一 高山 吉次
早坂 定八 三田村実意
中野源太郎 大西 正道
福山 湖兵 佐藤 久保
井口 栄 堀 清



町簡易水道給水条例を制定 議案九件外五件を可決

昭和三十
五年とう尾
の町議会(定
例会)は、
旧より二十
一日より二
日間におわ
り開催され
ました。
今回上程せ
られた議件
は...

一、職員給与に関する条
例の一部を改正する条
例の制定について
一、昭和三十五年度狩太
町歳入歳出追加更正予
算
一、昭和三十五年度狩太
町国民健康保険特別会
計歳入歳出追加更正予
算
一、狩太町簡易水道事業
給水条例の制定につい
て

大要
(一般会計)
追加更正予算
七千七百七十七万八千
八百余円
追加
三百七十七万九千九百余
円
追加更正せられた主
なるものは
議会費(職員給、旅費、
その他)
二八六、〇〇〇円余
役員費(職員給手当、そ
の他)
一、四一、〇〇〇円余
消防費(職員給その他)
三、〇〇〇円余
土木費(道路、橋梁費そ
の他)
一、二五、〇〇〇円余
教育費(教育委員会費、
その他)
二、三六、〇〇〇円余
保健衛生費(隔離病舎費
火葬場費)
六九、〇〇〇円余
産業経済費(農業委員会
費、農林費)
一七九、〇〇〇円余
諸支出金(国保会計繰出
金その他)
七三、〇〇〇円余
で一般会計七七、七八、〇
〇〇円余、三百七十七万二
千余の追加更正せられ

特別会計
(事業) 役員費(職員費)
五五、〇〇〇円余
(直診) 施設費(職員費)
四七三、〇〇〇円余
が追加更正せられ可決決定
をみました。
一、簡易水道事業給水条例
の制定については別掲の
如き、条例が制定せられ
ました。



写真は
後志澱粉工業所
社長 今井重春氏

後志澱粉工業所 今井社長的美拳

後志澱粉工業所社長今井重春氏は、この
たび狩太町総合グラウンド水泳プール建設
資金として三十万円を町へ寄附採納を
申し出られた。このたびの議会に採納を
されました。同氏は昨年同プール建設資
金として二十万円を寄附せられており、
現在狩太町体育協会会長として斯道の為
に御尽力を頂いており関係者一同感激し
ております。

狩太町簡易水道事業給水条例

第一章 総則

一、寄附採納
字黒川の浜本浅吉氏より
家屋一四、八五平方メートルの寄
附の申出があり、火葬場休
憩所として採納せられ
選挙管理委員会委員の選
挙は再任せられ
昭和三十四年度狩太町歳
入歳出決算全国国民健康保険
特別会計歳入歳出決算の認
定を付せられましたから、
いずれも之を認定
例月出納検査の結果報告
を、監査委員より報告
その陳情二件を慎重審議
せられ原案どおり決定、閉
会致しました。

(条例の目的)
第一条 この条例は狩太町
簡易水道事業の給水につ
いての料金及給水装置工
事の費用負担その他の供
給条件並びに給水の適正
を保持するために必要な
事項を定めることを目的
とする。

は別に規定する。
五、「官公署団体用」とは
官公署、学校、病院、
事業場等に使用するも
のをいう。
六、「定例日」とは料金算
定の基準日としてあら
かじめ町長が定めた日
をいう。
(給水装置の種類)
第四条 給水装置は次の四
種とする。
一、専用給水装置 一世
帯又は一ヶ所で専用す
るもの。
二、共同給水装置 二世
帯若しくは二ヶ所以上
で共用するもの又は公
衆用に供するもの。
三、消火せん 消火用に
使用するもので公認と
する。
四、私設消火せん 私費
をもつて設置する消火
用を使用するもの。
(給水装置の所有者の代理
人)
第五条 給水装置の所有者
が町内に住居しないとき
又は町長に於て必要があ
ると認めるときは給水装
置の所有者は、この条例
の定める一切の事項を処
理させるため町内に居住
する代理人を置かなけれ
ばならない。
(総代理人の選定)
第六条 次の各号の一に該
【次頁へ】

(給水区域)
第二条 狩太町簡易水道事
業の給水区域は次の区域
とする。
一、狩太町字本通、富士
見、中央通、羊蹄、有
島、曾我
(用語の定義)
第三条 この条例の用語は
次の定義による。
一、「給水装置」とは配水
管から分岐して設けら
れた給水管及び、これ
に直結する給水用具を
いう。
二、「一般用」とは第三条
第四号及び第五号に属
しない一般家庭、その
他のものにおいて使用
するものをいう。
三、「営業用」とは料理、
飲食店、旅館、劇場、
娯楽場、美容理髪業等
に使用するものをいう
四、「浴場営業用」とは一
般公衆浴場を使用する
ものをいう。但し鉄道
宿舎共同浴場について

追徴する。
(給水そう置の変更)
第十六条 配水管の移転、
その他の理由によつて給
水そう置に変更を加える
工事を必要とするときは
所有者の同意がなくても
町が施行することができる。
第三章 給水
(給水の原則)
第十七条 給水は非常災害
水道施設の損傷、公益上
その他止むを得ない事情
及び法令、又はこの条例
の規定による場合のほか
制限又は停止することは
ない。
第十八条 給水を制限又は停止しよ
うとするときは、その日
時及び区域を定めて、そ
の都度これを予告する。
但し、緊急やむを得ない
場合はこの限りでない。
第十九条 給水の制限、停止、断水
又は漏水のため損害を生
ずることがあつても町は
その責任を負わない。
(水道量水機の設置)
第十八条 給水量は町の水
道量水機により計算する
ただし、町長がその必要
がないと認めるときは、
この限りでない。
2 量水機は給水装置に設置
し、その位置は町が定め
る。
3 町が規定する量水機は申
込者において設置できる
但しこの場合は第十一条
第二項に準ずる。
(量水機の貸与)

【前頁より】

当する場合は総代人を選
定し町長に届出なければ
ならない。
一、給水管を共用する
とき
二、共用の給水装置を使
用するとき
三、その他町長が必要と
認めるとき
2 町長は前項の総代人を不
適当と認めるときは変更
させることができる。
(同居人の行為に対する責
任)

第七条 給水装置の使用
者はその家族、同居人、使
用人、その他従業者等の
行為についてもこの条例
に定める責任を負わなけ
ればならない。
(給水装置の管理)
第八条 給水装置の使用
者は水を汚染されること
のないよう給水装置を管理
し、供給を受ける水、又は
給水装置に異状がある
と認めるときは直ちに修
繕、その必要な処置を町
長に請求しなければなら
ない。
2 前項の規定による請求が
なくとも町長がその必要
を認めるときは、修繕、
その他必要な処置をする
ことができる。
3 前二項の修繕に要した費
用は使用者、又は所有者
の負担とする。但し町長
の認定によりこれを徴収
しないことができる。

第二章 給水装置

の工事及び費用
(構造及び材質)
第九条 給水装置の構造及
び材質は町長が別に定め
るところによる。
2 町長は給水装置の構造及
び材質が前項に定める基準
に適合しないと認めたと
きは給水契約の申込みを
拒むことができる。
3 町長は現在使用する給水
装置の構造及び材質が第
一項の基準に適合しなく
なつたときは、その基準
に適合させるまで給水を
停止することができる。
(工事の目的)
第十条 給水装置の新設及
び増設、改造及び撤去工
事(以下工事)は、町長
の許可を得なければならない。
2 町長は申請に申込みな
ければならない。
3 前項の申請に当り町長が
必要を認めるときは利害
関係人の同意書等の提出
を求めなければならない。
(工事の施行)
第十一条 工事の設計及び
施行は申請によつて町が
これを行う。但し町長の
許可を得たときはあらか
じめ町の審査に合格した
設計に基づき申請者側で施
行することができる。
この場合における設計及
施行の範囲は止水せん以
下とする。
2 前項ただし書の規定によ
り申請者側で施行する工
事は、町の認められた給水工
事者に施行させ成功後直

ちに町の検査を受けなけ
ればならない。
(材料の検査)
第十二条 工事に使用する
材料はあらかじめ町長の
定められた検査を受けなけ
ればならない。
(工事の費用負担)
第十三条 給水装置の工事
費は工事申込者の負担と
する。ただし町が町の費
用で施行することを適当
と認められたものについては
この限りでない。
(工事費の算出方法)
第十四条 町が施行する給
水工事の費用は次の合計
額とする。
一、設計費
二、材料費
三、運搬費
四、労務費
五、道路復旧費
六、工事監督費
七、間接経費
2 前項の各号に定めるもの
のほか特別の費用を必要
とするときは、その費用
を加算する。
(工事費の予納)
第十五条 町において給水
装置の工事を施行する
ときは設計により算出した
概算額を予納しなければならない。
但し官公署、
その他、前納の必要がな
いと認められたもの及び修繕
工事、その他町長が、
その必要がないと認め
るときはこの限りでない。
2 前項の概算額は施行後こ
れを精算し過不足がある
ときはこれを還付、又は

第三章 給水
(給水の原則)
第十七条 給水は非常災害
水道施設の損傷、公益上
その他止むを得ない事情
及び法令、又はこの条例
の規定による場合のほか
制限又は停止することは
ない。
第十八条 給水を制限又は停止しよ
うとするときは、その日
時及び区域を定めて、そ
の都度これを予告する。
但し、緊急やむを得ない
場合はこの限りでない。
第十九条 給水の制限、停止、断水
又は漏水のため損害を生
ずることがあつても町は
その責任を負わない。
(水道量水機の設置)
第十八条 給水量は町の水
道量水機により計算する
ただし、町長がその必要
がないと認めるときは、
この限りでない。
2 量水機は給水装置に設置
し、その位置は町が定め
る。
3 町が規定する量水機は申
込者において設置できる
但しこの場合は第十一条
第二項に準ずる。
(量水機の貸与)

第十九条 町が設置した量
水機については給水装置
の所有者、又は使用者に
保管させる。
2 前項の保管者は善良な管
理者の注意をもつて量水
機を管理しなければならない。
3 保管者が前項の管理義務
を怠つたために量水機を
亡失、又は破損した場合
は町長が定める損害額を
弁償しなければならない。
(届出)
第二十条 給水そう置の使
用者、所有者、又は総代
人は次の各号の一に該当
する場合は、あらかじめ
町長に届出なければならない。
一、給水そう置の使用を
開始又は中止するとき
二、料率の異なる二種以
上の用途に使用するとき
三、消火演習に使用する
とき
四、臨時の用途に使用す
るとき
第二十一条 給水そう置の
使用者、所有者又は総代
人は次の各号の一に該当
する場合は直ちに町長に
届出なければならない。
一、前使用者の給水装置
の使用に関する権利義務
を承継し、引継いで
使用するとき
二、給水そう置の用途に
変更があつたとき
三、総代人に変更があつ
たとき又はその住所に
変更あつたとき

第四章 料金及び
手数料
(料金の支払義務)
第二十四条 水道料金は給
水装置使用者、又は総代
人から徴収する。
2 共用給水装置の料金は各
使用者が連帯して、その
納付義務を負うものとな
す。
(料金)
第二十五条 料金は別表第
一の定めるところによる
(特別な場合に於ける料金
の算定)
第二十六条 月の中途にお
【次頁へ】

【前頁より】
 いて水道の使用を開始、若しくは中止したときの料金は、次のとおりとする。
 一、月の中途において使用開始、又は中止したときは使用期間十五日を超え、ときは一ヶ月分とし、十五日に満たないときは二分の一とする。

(料金の前納)
 第二十七条 臨時給水、その他で町長が必要であると認めるときは、給水装置の使用申込の際、町長が定める料金を前納させることができる。
 2 前項の料金は使用中の届出があつたとき精算する。但し届出のない場合は町長が使用中の状態にあると認めるときこれを精算する。
 (料金の徴収方法及び納入期間)
 第二十八条 料金は納額告知書にて次の各号により納入しなければならない。一、使用継続中のものは翌月十日までに納入すること。
 二、使用を廃止、又は中止した日に納入すること。
 第二十九条 手数料は次の各号によつて申込者から申込と同時に、これを徴収する。
 一、工事の設計をするとき
 別表第二
 二、材料の検査をするとき

別表第三
 き 特別な検査を行うときは、その実費を増徴することができる。
 三、工事の検査をするとき
 別表第四
 四、共用水せんのかき、又は鑑札の再交付をするとき
 別表第五
 五、私設消火せん使用の立会をするとき
 別表第六

2 前項の手数料は特別の理由のない限り還付しない(料金、手数料の軽減又は免除)
 第三十条 町長は公益上、その他特別の理由があるとして認めるときは、この条例によつて納付しなればならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。
 (滞納に対する措置)
 第三十一条 この条例に規定する使用料工事費、損害賠償費、並びに過料を滞納したものに對しては町の公法上の収入徴収に関する条例の規定を準用するものとする。
 第五章 取締
 (検査等費用負担)
 第三十二条 町長は管理上必要があると認めるときは給水装置を検査し適当な措置をさせ又は自らこれをすることができ、2 前項に要する費用は措置をされた者の負担とする(停水処分及び過料)
 第三十三条 次の各号の

に該当するときは式千円以下の過料を科し、その理由が継続する間給水を停止し損害があつたときはこれを賠償させること
 一、料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺、その他の不正行為をしたとき
 二、係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき
 三、正規の手続を経ないで給水工事を行い又は施設と連絡して使用する場合において警告を發しても、なおこれを改めないとき
 (停水処分)
 第三十四条 町長はこの条例により納付すべき料金、手数料及び工事費を期限内に納入しないときは完納するまで給水を停止することができる。
 (料金を免かれた者に対する過料)
 第三十五条 町長は詐欺、その他、不正な行為によつて料金又は手数料の徴収を免れた者に対し徴収を免かれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科することができる。
 (給水管の切斷)
 第三十六条 町長は次の各号の一に該当する場合、管理上必要があると認めるときは給水管を切斷することができる。
 一、給水装置所有者が六十日以上所在不明で、

かつ給水装置の使用者がないとき
 二、給水装置が使用中の状態であつて将来使用の見込がない認めるとき
 第六節 罰則
 第三十七条 この条例に違反する者は、第六節の罰則に処する(規則等への委任)

第三十八条 この条例の施行に必要事項は町長が別に定める。
 附則
 この条例は昭和三十六年一月一日より施行する。

水道の取扱い
 本町の簡易水道工事も、みなさんの協力により、二月中の試験通水も終り、一月一日より事業開始の運びに至りましたことは御同慶に存じます。
 只、各戸引込み工事が降雪後、各戸引込み、みなさんに大変御迷惑をお掛けいたしましたことを、お詫びいたします。又給水管路の埋戻し、給水せんの取付位置、その他について、なほ不備の点があるかと思われまが、これは融雪後において各戸にわたり巡回し、手直しを実施する予定でありますので、御了承の程願います。
 今後におきます水道の故障、凍結、漏水などがありました場合は、役場の水道係において補修いたしますので直ちに御連絡下さい。各自においての故障の修理は絶対になさらぬよう特にお願ひ致します。

★使用料金表★

別表一	種類	用途	数量	基本料金	超過料金
計	自	一般	一人	三〇〇円	三〇〇円
	牛	一般	一頭	三〇〇円	三〇〇円
	浴	一般	一ヶ	三〇〇円	三〇〇円
	支	一般	一ヶ	三〇〇円	三〇〇円
定	自	一般	一人	三〇〇円	三〇〇円
	牛	一般	一頭	三〇〇円	三〇〇円
	浴	一般	一ヶ	三〇〇円	三〇〇円
	支	一般	一ヶ	三〇〇円	三〇〇円
量	一	一般	一人	三〇〇円	三〇〇円
	官	一般	一人	三〇〇円	三〇〇円
	浴	一般	一ヶ	三〇〇円	三〇〇円
	工	一般	一ヶ	三〇〇円	三〇〇円
計	一	一般	一人	三〇〇円	三〇〇円
	官	一般	一人	三〇〇円	三〇〇円
	浴	一般	一ヶ	三〇〇円	三〇〇円
	工	一般	一ヶ	三〇〇円	三〇〇円

別表二 設計手数料
 一件に付 三〇〇円 新設、増設、改造工事
 別表三 材料検査手数料
 〇〇管一米に付 水せん弁類 異型管一ヶに付 又は一本
 金属製品化学製品一ヶに付 金属製品化学製品に付
 二五〇円 二五〇円 三〇〇円 一〇〇円 一〇〇円 三〇〇円
 別表四 工事検査手数料
 一件に付 二〇〇円 新設、増設、改造工事
 別表五 共用せんかぎ再交付手数料
 一箇に付 一〇〇円 鑑札とも
 別表六 私設消火せん使用立会手数料
 一件に付 二〇〇円 一回 時間十分以内とする